

農産物検査規格検討会(飼料用米)議事録

平成 26 年 3 月 26 日

15:00 ~ 16:30

生産局第 1 会議室

開 会

○田村課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから農産物検査規格検討会を開催します。本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、生産局穀物課で農産物検査班を担当しております田村でございます。

最初に、本日の出席者の皆様を御紹介させていただきます。お手元に会場図並びに農産物検査規格検討会出席者名簿がありますので御覧下さい。

出席者を右回りの順に御紹介していきます。

私の左側から、全国農業協同組合連合会 営農販売企画部 専任部長の谷委員です。

続きまして、全国農業協同組合連合会 米穀部 次長の高尾委員です。

続きまして、全国農業協同組合連合会 畜産生産部 品質保証課 副審査役の中山委員です。

続きまして、全国主食集荷協同組合連合会 業務部長の太田委員です。

続きまして、協同組合日本飼料工業会 日本配合飼料株式会社 飼料事業本部 畜産飼料部 次長の鈴木委員です。

続きまして、一般社団法人日本養鶏協会 専務理事の島田委員です。

続きまして、日本養鶏農業協同組合連合会 事業部 部長の桐林委員です。

続きまして、一般社団法人日本養豚協会 会長の志澤委員です。

続きまして、日本養豚事業協同組合 参事の山田委員です。

続きまして、全国肉牛事業協同組合 経営支援事業部 部長の三浦委員です。

続きまして、全国開拓農業協同組合連合会 事業推進部 部長代理の新田委員です。

続きまして、全国酪農業協同組合連合会 購買部酪農生産指導室長の山崎委員です。

続きまして、全国畜産農業協同組合連合会 事業部 事業部長の森川委員です。

続きまして、一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会 理事長の中川委員です。

続きまして、消費科学連合会 副会長の犬伏委員です。

続きまして、国立大学法人 新潟大学 教授の大坪委員です。

なお、一般社団法人日本食鳥協会 専務理事の西塚委員におかれては、本日は所用で欠席されておりますので、本日は、以上の 16 名の委員で規格検討会を開催してまいります。

挨拶

○田村課長補佐 それでは、本検討会の開催に先立ちまして、生産局農産部鈴木穀物課長よりご挨拶を申し上げる予定でしたが、所用により欠席となります。代わりに綱澤米麦流通加工対策室長より代読いたします。

○綱澤米麦流通加工対策室長 本日は年度末のお忙しい中、お時間を取っていただきありがとうございます。司会から代読ということなのですが、声が出ないものですから、代読の代読で恐縮なのですが、田村課長補佐にお願いします。本日はよろしく申し上げます。

○田村課長補佐 それでは、私のほうから鈴木課長の代読で挨拶をさせていただきます。農産物検査規格検討会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、御出席の委員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

米麦等の農産物検査につきましては、平成25年度で完全民営化から8年が経過しました。

現在、農産物検査結果は法の目的である流通規格としての機能のほか、例えば原料原産地表示の根拠、交付金の支払いの根拠、生産技術指導の情報などにも活用されており、これらは関係者の長年の御尽力により制度の信頼性が醸成されている賜物であると深く感謝申し上げるところです。

農産物検査規格については、これまでも農産物の生産・流通の実態の変化に応じて適宜見直しをしてきたところですが、今般の米政策の見直しにより、飼料用米に係る数量払いが導入されることになり、今後、飼料用米の生産量が増加し、飼料用米が広域かつ恒常的に取引されると見込まれることから、事業者が現物を確認することなく効率的な取引を行うことを可能とするために、飼料用米に係る農産物検査規格の設定の必要性が生じているところです。

このため、本日、皆様方の御参集をいただき、「農産物検査規格検討会」を開催し、飼料用米の検査規格の設定につきまして検討をお願いすることとしたところであります。

本日お集まりの委員の皆様におかれましては、このような趣旨をご賢察の上、忌憚のない御意見をお聞かせ願えれば幸いです。

以上、簡単でございますが、私のあいさつといたします。

農林水産省 生産局 農産部 穀物課長 鈴木 良典

資料確認

○田村課長補佐 それでは、カメラ録りについてはここまでとさせていただきますので、

よろしく申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず、委員名簿と議事次第、それから、配布資料一覧でございます。次に資料1としまして「飼料用米の農産物検査規格の設定について」、資料2としまして「飼料用米の農産物検査規格(案)」、それから、最後に参考として農産物検査規格規程を抜粋した資料を配付しております。よろしいでしょうか。

座長選任

○田村課長補佐 本日の検討会につきましては、農産物検査法第11条の規程に基づきまして、農産物の検査等に関し学識経験を有する方、関係者の意見を聴くことを目的に開催するものです。

まず、検討会の座長につきましては、委員の方からの互選としておりますが、事務局から御提案させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局としましては、一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会 理事長の中川委員に座長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、中川委員に座長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○中川座長 ただいま御指名をいただきました一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会の中川でございます。座長を務めさせていただきますので、皆様の御協力によりまして、できるだけ円滑に議事を進めていければと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

本検討会の議事は、原則公開となっております。

また、本検討会の資料及び検討会の議事録は、農林水産省ホームページに掲載し、公表されることとなっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

資料説明

○中川座長 それでは、議事次第に従いまして、進行していきたいと思っております。

3の議題について、資料の説明を穀物課米麦流通加工対策室農産物検査班田村課長補佐に申し上げます。

○田村課長補佐 それでは、資料1及び資料2に基づき御説明申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

1ページでございます。飼料用米の国内生産実績は、平成24年産で18万トンとなっ

ております。この飼料用米の流通ですが、集荷業者等を通じて飼料工場で配合飼料に加工されてから畜産農家に供給されるものと、耕種農家から畜産農家に直接供給されるものが、おおむね半分ずつとなっております。

2 ページでございます。飼料用米は、食用品種の他に、収穫量の多い飼料用の専用品種も栽培されております。この飼料用米専用品種は、食用品種に比べて収穫量が高いことに加えまして、玄米のタンパク質含有量が高いため、飼料として給与した場合の適性が高い、肥料を多く投入してもコシヒカリなどのように倒伏しない、病虫害にも強いといった特徴を有しております。また、食用品種に比べて、草丈が高く、登熟期も異なり、ほ場での区別が容易、玄米の粒も大きいといった特徴も有しています。

その反面、下の写真のように、食用品種の玄米と比較すると乳白粒が著しく多くなるといった特徴も有しております。

3 ページでございます。平成 26 年産から飼料用米に係る数量払いが導入されることとなり、この数量の確認には、農産物検査の枠組みを用いることとされたところです。このため、食用米を前提とした現行の農産物検査規格を用いて飼料用米の検査を行いますと、相当量が「規格外」に格付けされると考えられ、これは、飼料用米の実需者が求める区分を表現したものとはなっていないと考えられます。今後、飼料用米の生産量が増加し、広域かつ恒常的に取引されると見込まれることから、事業者が現物を確認することなく効率的な取引を行うことを可能とするために、飼料用米に係る農産物検査規格を設定する必要性が生じたところです。

農産物検査規格を設定するために、飼料用米の実需者である畜産農家や配合飼料工場の皆様の御協力を得て、飼料用米の生産・流通の実態を調査いたしました。また、規格設定の参考のため、規格の限界品として想定する玄米及びもみの見本をいくつかお持ちして、御意見を伺いました。その結果を、3 ページの下半分から 4 ページにかけて簡単にまとめております。

まず、「種類・銘柄」については、飼料用米は畜種や畜産農家の経営方針等によって「もみ」の形態で利用されるものと「玄米」の形態で使用されるものがあることがわかりました。その際、産地や品種といった銘柄は特段、考慮されていないこともわかりました。

「包装・量目」については、基本的に食用米と同じものが使用されている状況でした。

「品質の区分」については、実需者の米（もみ、玄米）に対する判断基準は飼料として使用できるか否かであり、食用のように 1 等、2 等のような細かい区分はなされていない状況でした。

「粒の大きさ」については、玄米の場合、食用では通常用いられない「ふるい下」に相当する細粒も区別せずに使用されている状況でした。また、もみの場合、中身のない「不稔もみ」は飼料としての栄養成分を考えると問題があるが、外観での区別が難しいという意見がございました。

「水分」については、少し色々な御意見がございました。飼料用米は、玄米についても食用米のように低温で保管されることはなく、常温で保管されている実態にあります。このため、品質劣化を防ぐためには、玄米に含まれる水分はできるだけ少ない方がよく、特に、水分含量が 15.0 %を超えると保管上の問題が発生するといった御意見がございました。一方で、水分含量が 16.0 %でも、保管上問題なく使用しているという畜産農家の例もございました。また、配合飼料工場では、水分の測定について、飼料における標準的な計測方法である「135℃乾燥法」が用いられておりまして、農産物検査法の定める水分の標準計測方法である「105℃乾燥法」と異なっておりました。135℃乾燥法で測定すると、105℃乾燥法に比べて水分率が高めになる、例えば、105℃乾燥法で 15.0 %のものは、135℃乾燥法では 15.7 %になってしまうということもあり、このことを指摘する御意見もございました。

「被害粒等」については、現在の食用の規格で被害粒として扱っているもののうち、虫害粒、胴割粒、奇形粒などは、飼料として使用する上で問題はないとの御意見でした。

「異種穀粒・異物」については、主に配合飼料工場からは、配合飼料工場には精米工場が備えているような選別施設を有しないことから、除去する工程がない。このため、搬入される玄米にもみ、麦、そばなどの異種穀粒や茎などの異物が混入していると、配合飼料の製造上困るとの御意見がありました。一方で、乾燥のみを行い調製をしない状態のもみや玄米を問題なく使用している畜産農家もありました。

また、玄米にもみが混入することについては、配合飼料製造上の問題点が指摘される一方で、もみに玄米が混入することについては、多少であれば、特段の問題はないとの御意見がありました。

また、異臭のするものや土砂等の異物等が含まれるものは家畜の健康に影響があるので受け入れられないという御意見でした。

以上の調査結果を踏まえて、飼料用米に係る農産物検査規格につきましては、飼料用米の「もみ」、「玄米」の2種類を設定することとし、水分含有率の最高限度、飼料品質に影響のある「病害粒」等の被害粒の混入限度及びわら等の異物の混入限度を定める一方、粒の大きさ等の外観に係る規格は定めない簡素な規格を設定してはどうかという結論に至りました。具体的な規格案について説明します。

まず、飼料用玄米の検査規格案を説明します。資料2-1を御覧ください。

「量目」、「荷造り及び包装」については、流通の実態等を踏まえ、食用と同じ規格を設定します。

次に「等級区分」については、流通の実態から食用の1等～3等の区分は行わず、「合格」、「規格外」のみを設定します。

次に「水分」については、食用の規格より厳しくすべきとの御意見もありましたが、食用のもので生産・利用されている実態があることも踏まえ、検査規格としては、最低

限のものとする現行食用の規格を設定することが適当と考えています。

次に「被害粒」については、その定義を食用から狭くして、飼料の品質・成分に影響を及ぼすと考えられる「発芽粒」、「病害粒」、「芽くされ粒」のみを被害粒とします。また、許容される最高限度については、普通小粒大麦の飼料用に供するものと同じ25%を規格として設定します。

次に「異種穀粒」のうち「もみ」の混入については、厳しく設定すべきとの指摘もありましたが、もみすり後の選別・調製を食用ほど行わない生産の実態や、実需者にさまざまな混入率のサンプルをみていただいた結果を踏まえ、食用の3等の混入限度である1%を緩和して3%で設定します。

「麦」の混入については、食用の3等相当である0.7%を切り上げて、1%で設定します。「もみ及び麦を除いたもの」の混入については、食用の3等と同じ規格（1%）を設定します。

次に「異物」については、ある程度の夾雑物等の混入が避けられないことから、普通小粒大麦の飼料用に供するものと同じ規格を設定します。

続いて「飼料用もみ」の検査規格案について、「飼料用玄米」と異なるところを中心に説明します。資料2-2を御覧ください。

「等級区分」までは、玄米と同じ考え方です。

次に「容積重」ですが、実需者に対する調査からは、もみの中に不稔もみが多く混入すると栄養成分が確保できないため困るとの御意見があり、これに対応するため規格を設定するという考え方もあり得るところですが、私たちが調査した範囲では、現実に取り引されている飼料用もみにおいて不稔もみの混入が大きな問題となっている事例はなかったことから、「容積重」の設定については今後の流通実態を踏まえて検討することとし、今回は設定しないことで考えました。

「異種穀粒」のうち「玄米」の混入については、飼料として利用する上で問題となっていないことから、今回は設定しないことといたしました。

次に「異物」については、調製の工程を経ないで流通していることもあり、もみに含まれる異物は、玄米に含まれる異物より多い実態にあることから、玄米の規格1%を緩和して2%で設定します。

以上、事務局より飼料用米の農産物検査規格の案を説明申し上げました。御検討の程、よろしくお願いいたします。

検討委員による議論、意見交換

○中川座長 どうもありがとうございました。それでは、これから検討委員の皆様方の御議論をいただきたいと思います。

まず、議論に先立ちまして、事務局より説明のあった資料について御質問はありますでしょうか。御質問を受付けますがございますでしょうか。

○谷委員 以前の意見交換の際に、フレコンやトラックの直接積載が触れられていたが、この規格案に記載されていないのはどういう訳ですか。

○田村課長補佐 検査規格では、包装に入っていないフレコンやトラックへの直接積載は、全てバラ扱いになります。登録検査機関がバラ扱いのものをトラックスケール等で計量できるということを業務規程で定めていれば、検査は可能であります。

○谷委員 検査がOKであれば、了解しました。

○中川座長 よろしいですか。そのほかに御質問は何かございますか。

○島田委員 もみの水分ですが、実際に使われている方が受入時点で14.5%でも高く、時折カビが発生することもあったので、最高限度を14.0%にできないのかとの話があります。検討をお願いしたいと思います。

○中川座長 今のは、すぐに変えるということではなく、御意見ということですか。

○島田委員 意見並びに要望ということですか。

○中川座長 要望ということですか。わかりました。

○田村課長補佐 生産の実態が、食用を前提としていることから、水分について当面は現行の規格で実施させていただきたいと考えます。実態も見まして、今後必要な検討をしていきたいと考えます。後は、飼料用米の生産は契約に基づくものですから、個別の契約時に、水分は14.0%以下でお願いすることが、1つの対策であろうかと思えます。

○中川座長 はい、中山委員どうぞ。

○中山委員 玄米規格についても水分15.0%の設定ですが、エサの世界では測定値差に加えて計測方法の違いによりプラス0.7%が加算されますので、玄米水分16.0%のものの実態は16.7%になってしまいます。かなり高くなるとの認識なので、御検討をよろしくお願いします。

○中川座長 いまのは要望として承らせていただきます。確認ですが、今はまだ、説明があった事項に対する質問を、皆さんから受けている段階ということを理解ください。

○中山委員 わかりました。

○中川座長 はい、山崎委員どうぞ。

○山崎委員 水分の規格ですが、当分の間1.0%を加算するというのですが、食用米と飼料用米で、乾燥調製等で大きく違う点、懸念されるところはあるのでしょうか。違うところがあるので、当分の間を設定しているということによいのでしょうか。

○田村課長補佐 水分の当分の間1.0%を加算するという件ですが、食用米では過去、火力乾燥が普及する前に北海道や東北、北陸・山陰の日本海側は、天日乾燥で水分15.0%に収まらないので0.5~1.0%を加算していました。火力乾燥が普及した時点で、1度見直しを図り15.0%に設定しましたが、その際に、「水分が高い方が食味がよい」という意

見もありまして、当分の間1.0%を加算すると整理しています。御質問の、飼料用米と食用米で乾燥方法は変わるのかということ、変わりません。生産者は一緒の乾燥を行っていて、出荷時に飼料用米、食用米に振り向けている実態があることから、主食用と同じにさせていただきたいと考えます。

○中川座長 そのほかに御質問はありますか。では犬伏委員お願いします。

○犬伏委員 資料1の1ページの飼料用米の生産の取組状況ですが、平成23年産、24年産とほぼ一緒なのに、平成25年は11万tで面積も減っているのはどうしてなのでしょう。

○中川座長 それでは、長峰課長補佐のほうからお願いします。

○長峰課長補佐 米の需給調整の観点から申しますと、飼料用米は平成20年頃から増えております。平成23年産、24年産がピークで、25年は備蓄米が転作扱いとなりまして、飼料用米は減っておりますが、その減少分は、備蓄米で増加しています。26年は同様の制度が継続しますが、食用米の需要が減っていますので飼料用米は伸びてくるものと思っております。

○中川座長 資料の中で、25年産の調査時点が10月15日現在となっているところは、他の年度とは関係ないということですか。

○長峰課長補佐 はい。

○中川座長 はい、大坪委員どうぞ。

○大坪委員 確認ですが、水分の測定方法が105℃乾燥法と135℃乾燥法があるということですが、今回の規格はどちらの測定方法で行うのでしょうか。

○田村課長補佐 今回は国内産農産物ですので、105℃乾燥法で行います。

○中川座長 そのほか御質問は、よろしいでしょうか。

それではこれから、各委員の皆様にご事務局より説明のありました資料2-1と資料2-2の飼料用の農産物検査規格について、それぞれ御意見をお聞きしたいと思います。

時間の関係もあり、皆様総当りで順番にそれぞれ御意見を伺いたいと思います。恐縮ですが、お一人目途を2分で簡潔にいただければと思います。まず谷委員からお願いします。

○谷委員 基準はこれでよいと思います。従来、平成20年から飼料用米をやってきて問題がないことから、規格ができたからといって悪くならないように、従来並みの取り組みを踏襲するように行政も奨励していただきたいです。もう1つは、検査に対してお金が掛かりますが、飼料用米の流通自体は安い価格ですので、検査費用をできるだけ圧縮できるように推奨いただきたいです。もみに関しては残留農薬の件がここにありませんが、別途必要になってくるので、皆さんにわかるように説明を追加して実施していただきたいです。また、今後、実際に飼料用米の検査をする場所は、出荷場所の県を超えてくることも想定されますので、取扱いについて後で御意見を伺いたいと思います。

○中川座長 検査場所の話とか、農産物検査員の資格の話等は、別途意見交換をしてい

ただければと思いますので、今は規格そのものの御意見を中心にお願いします。

それでは、高尾委員からお願いします。

○高尾委員 生産者、実需者サイドから意見をそれぞれ聞いていますので、最大公約数としてこの規格案に異議ございません。これで取りまとめていただきたいと思います。

○中川座長 ありがとうございます。続きまして中山委員からお願いします。

○中山委員 先ほど水分の話はしましたが、規格についてはこれでよいと思います。ただ、規格ぎりぎりのものが来ると、配合飼料原料としては使えませんので、例えば、農産物検査規格規程の附則に、「飼料の品質に影響を及ぼさないもの」「家畜の健康に影響をあたえないもの」等の一文を入れていただければと、意見としてお願いします。

○中川座長 はい、続きまして太田委員お願いします。

○太田委員 今回の飼料用米の農産物検査規格、玄米、もみについて、異存はありません。これでお願ひしたいと思います。

○中川座長 ありがとうございます。続きまして鈴木委員からお願いします。

○鈴木委員 水分について、16.7%の玄米では飼料の公定規格を外れてしまうと思いますので、1度、消費・安全局と中身のすり合わせをしていただきたいと思います。

○田村課長補佐 水分の話は、畜産農家と直接取引されているところは現行水分では厳しいというお話でしたので、食用の規格に設定しました。配合飼料工場で受け入れられないのであれば、当面は契約の中で縛って低い水分の玄米を受け入れてほしいと考えます。最大公約数の規格であることを理解いただき対応をお願いしたいと思います。

○中川座長 今回の規格は走り出すための第一回目の規格であり、また、実際には流通の実態や各団体のご要望を踏まえたもので、将来的に再検討もありうるべしとの、とりあえずの規格としてよろしいかどうかだと思います。鈴木委員ありがとうございます。続いて島田委員お願いします。

○島田委員 もみ米に関心がある業界として、捨て作りについて問題提起をしてきていた関係から、数量払いが導入されたことは結構なことです。それに、農産物検査制度が入ってくると掛かり増し経費が発生します。当初聞いていた案よりよくなっていますが、掛かり増し経費が発生しないような見直しがされるようにお願いします。

○中川座長 ありがとうございます。続いて桐林委員お願いします。

○桐林委員 水分で、当分の間規格数値に1.0%を加算するということですが、当分の間はどれぐらいなのでしょう。

○田村課長補佐 流通の実態を見ながら、必要があれば直していくということで、期間を何年と決めているわけではありません。

○桐林委員 水分の関係で、飼料メーカーと条件をつけて取引することは理解しますが、水分が高いと畜産農家側の保管中にカビが発生するおそれがあり、飼料メーカーに供給する際に受け入れてもらえなくなります。水分上限をできるだけ下の方に設定していた

だきたいと思います。

○中川座長 今のは要望ということでお聞きしておきます。では志澤委員お願いします。

○志澤委員 当初予想していたものより簡便化されており、ありがたく思っています。同時に、水分含有量も従来取扱いして問題なかったとしたら、推進する立場としては飼料用米の受皿としてしっかりしたものができるので、このまま走り出しても問題ないと思います。

○中川座長 ありがとうございます。続きまして山田委員からお願いします。

○山田委員 基本的な考え方の問題点はまったくございません。飼料用米は安価で安心して使えることが重要であり、要望としては生産者と実需者の間の費用をできるだけ抑えてほしいことと、もみ米の残留農薬モニタリング、しっかり監視をしてほしいということです。意見要望でございます。

○中川座長 ありがとうございます。続きまして三浦委員お願いします。

○三浦委員 規格については特段問題はございません。最終的に検査をすることによって、最終的なコストに影響を及ぼして飼料用米の推進にブレーキが掛からないような施策を講じていただきたいと思います。

○中川座長 ありがとうございます。続きまして新田委員お願いします。

○新田委員 農産物検査規格について、問題はありません。1つ質問ですが、もみの被害粒の発芽粒、病害粒、くされ粒は、もみの段階で判別がつくものなののでしょうか。

○田村課長補佐 判断しうるということで設定しています。現場には、正確に判定できるように見本として写真等を配布して対応することを考えております。

○中川座長 よろしいのでしょうか。続きまして山崎委員お願いします。

○山崎委員 検査規格について異論はございません。確認ですが、牛の飼料については、動物性たん白給餌の関係で、全てA飼料と明記することになっているので、紙袋に印刷されるなり、伝票に明記する形でA飼料と標記されるのでしょうか。

○田村課長補佐 現行はどうなっているのでしょうか。

○山崎委員 私どもは全部の原料にA飼料と明記しております。

○中川座長 今の話は、今日の検査規格のテーマではありませんが、御要望はよく承っておきます。ありがとうございます。続きまして森川委員お願いします。

○森川委員 検査規格に問題はありません。検査・流通費用はできるだけ圧縮してもらいたいです。水分が多いと傷みやすいので、その辺を配慮いただきたいです。

○中川座長 ありがとうございます。続きまして犬伏委員お願いします。

○犬伏委員 自給率の問題として、エサをかなり海外に依存している状況で、国内で耕作放棄地のとか、お米が出来すぎている中で、国産でエサが出来て、生産農家への手当がしっかりしている飼料用米の政策はすばらしいと思います。消費者としては、是非伸ばしてほしいと思います。畜種などでエサにする場合、さまざまな要求があることもよ

くわかりました。また、農林水産省の中には研究機関がたくさんあるので、研究機関を通じて牛によい飼料用米、鶏によい飼料用米とかを是非研究していただき、播種したらすぐに出来る米などが出来たらよいなと思います。是非お願いします。

○中川座長 ありがとうございます。では、最後に大坪委員お願いします。

○大坪委員 生産量も11万tとか18万tと大きな規模になっており、自給率を上げるうえで非常に意義のあるものと伺いました。規格は品質に影響し極めて重要なポイントだと思います。初めての規格でもあり、まずスタートして、水分なども実態を見ながら、また適宜修正されればよいなと思います。基本的には賛成でございます。

○中川座長 ありがとうございます。今、15名の方から御意見をいただきました。まず、今日、提示しました農産物検査規格「飼料用玄米」、「飼料用もみ」両方について原則として全員から御支持をいただいたと思います。ただ、数名の委員の方からいくつかの要望事項がありました。1つは水分の設定問題についての話。それからもみの場合には、残留農薬基準の関係でモニタリングを今後検討すべきとの話。それからコストの低減が大事なので、流通段階でのコスト低減についてさらに検討いただきたいとの話。それから、牛の飼料原料として仕向ける場合、A飼料と標記することに配慮いただきたいとの話。犬伏委員から、今後畜種にあった飼料用米を開発したらよいのではないかとの要望がありました。要望事項はありましたが、今回の検査規格については、皆様の賛同が得られたものとしてまとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○中川座長 ありがとうございます。規格については賛同をいただいたと整理させていただきたいと思います。それから、繰り返しになりますが、付帯の意見については事務局の方でしっかり受け止めていただいて、それぞれの関係部署で処理していただきたいと思います。

それでは、皆様方の御協力をいただきまして、非常にスムーズに本検討会の意見を取りまとめることが出来ました。改めてお礼申し上げます。これで座長の任務は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会

○田村課長補佐 中川委員には第一部に続き座長を務めていただきまして、まことにありがとうございました。また、委員の皆様には貴重な御意見をいただきありがとうございました。

議題の(2)その他について、説明させていただきます。今後のスケジュールですが、平成26年産米から飼料用米の数量払いが導入されることから、飼料用米の農産物検査規

格については平成26年産米の収穫前までに施行することが適当と考えております。このため、本規格検討会終了後、具体的な手続きとしては、まずパブリックコメントを行い、関係する農産物規格規程、これは告示でございますので告示の改正を行って、7月のはじめまでには施行をするための作業を行っていきたいと思っております。皆様の御理解をよろしくお願いします。

これをもちまして、農産物検査規格検討会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。